

第1回 最低車両台数・適正運賃收受ワーキング・グループの概要について

開催日時：平成22年10月13日（水）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎3号館（国土交通省）4階特別会議室

○ 冒頭、自動車交通局長より挨拶、事務局より資料説明の後、意見交換を行った。

○ 委員からは、次のような意見があった。

- ・客観的なデータに基づいて、いかに合理的に最低車両台数のあり方について説明できるのかということが大きなポイントではないか。
- ・世の中の大きな流れが基本的には自由な競争とか規制緩和という中で、最低車両台数のあり方を検討するに当たっては、しっかり理論武装をしなければいけない。
- ・将来的に産業としてどういうふうに育てていくのか、「業界十年の計」という視点で、捉えていくべき。
- ・トラック産業の経営状況の悪化に関する要因の分析に関心がある。また、諸外国の取組み事例も参考にして検討すべき。
- ・トラック事業を許可する時は、最低車両台数5台が要件であるが、減車するときは、単なる届出だけでできるという点は、公正競争を欠く要件ではないか。
- ・新規参入時の保有台数は、「運輸業を維持し、コンプライアンス、安全、労働管理などを維持するため最低必要台数とは一体何台なのか」という点を考えた場合に、大体20両程度ではないかと考えている。
- ・平成2年に最低保有台数が変わったことは事実だが、それ以上に大変な問題は、需給調整がなくなったということであり、現在でも需給調整を復活させれば、新規参入や保有台数の問題はなくなるのではないかと考えている。
- ・現実的には職場の状況や実態を見た時に、企業として社会的な責任を果たしうる規模が5台であるというのは、少し無理があるのではないか。
- ・最低車両台数のあり方を検討する際には、現場での実態を把握し、演繹法ではなくて帰納法で確かめて、実態の報告をまとめていくべきではないか。

○ 第2回ワーキング・グループは、10月20日（水）に開催することをお知らせし閉会した。

<文責：事務局>